

令和7年度大分県のトラック事業者に対する補助事業
(貨物自動車運送業環境改善緊急支援事業)

【事業概要】

- 1 支給金額 予算総額 301,847,000円
- ・車両総重量11トン以上 1台につき45,000円
 - ・車両総重量11トン未満 1台につき22,500円
 - ・1事業者あたり上限額 2,250,000円
- ※被牽引、軽自動車、霊柩車は対象外
※車検の切れている車両は対象外
- 2 支給対象
- ・県内に事業所を設置する運送事業者
 - ・対象外 資本金3億円超、かつ、従業員300人超
- 3 添付書類
- ・申請書
 - ・運送事業認可書の写し
 - ・自動車検査証記録事項(A4サイズ)のコピー・・・申請台数分
 - ・誓約書
 - ・原価計算に基づく運賃交渉を行った旨の誓約書
 - ・振込先の分かる通帳のコピー(表面)
 - ・荷主との交渉記録(R6.4.1～申請日までの交渉記録が有効)
所有台数50台以下 3件(3件無い場合は、理由書添付)
所有台数51台以上 5件(5件無い場合は、理由書添付)
- 4 申請期間 令和7年4月1日～令和7年10月31日の7か月間
- 5 補助金支払い 申請月の翌々月末
- 6 留意事項
- ・荷主との交渉記録は必須ですが、交渉の成否は問いません。
 - ・原価計算に基づく交渉に取り組んでいただく必要があります。
 - ・対象車両は、申請日時点で大分運輸支局に届出している車両が対象となります。
 - ・標準的な運賃は協会HPで確認下さい。
 - ・大分県内に複数の営業所がある場合は、本社又は主幹となる営業所でまとめて申請して下さい。
- 7 申請の提出先 大分県トラック協会事務局
- ・郵送での提出も可能です。
 - ・相談窓口も設けています。原価計算の方法や申請にかかるご相談もお気軽に、お問い合わせ下さい。